

第 6 節 再就職による年金の一部支給停止

退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が再就職し、厚生年金などの他の公的年金制度（国民年金は除く。）に加入した場合で、一定の条件に該当したときは、年金の一部が支給停止されます。

1 所得制限

厚生年金などの他の公的年金制度（国民年金は除く。）加入中の給与（賞与等も含む。）の月額と退職共済年金又は障害共済年金（職域年金相当部分及び加給年金を除く。）の月額の合計額が48万円に達するまでは満額の年金が支給され、これを超えるときは、超えた額の半分の額が支給停止されます。（65歳以降の老齢基礎年金は全額支給されません。）

支給停止額＝（基準収入月額相当額(注1)＋基本月額(注2)－48万円(注3)）×1/2×12

(注1) 基準収入月額相当額

厚生年金保険・私立学校教職員共済・国会議員互助年金・地方議会議員共済会の年金の保険料（掛金）の標準となった報酬（給与・歳費）と当該各月以前1年間の賞与（期末手当等）の額の12分の1の額

(注2) 基本月額

退職共済年金又は障害共済年金（職域年金相当部分及び加給年金額を除く。）の12分の1の額

(注3) 支給停止調整額

平成18年度は48万円